

令和4年度健全化判断比率を公表します

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）第3条第1項の規定に基づき、十日町市における令和4年度の健全化判断比率を次のとおり公表します。

健全化判断比率の項目	令和3年度	令和4年度	国の判断基準	
			早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	12.51 (R3:12.45)	20.00
連結実質赤字比率	—	—	17.51 (R3:17.45)	30.00
実質公債費比率	12.2	12.6	25.0	35.0
将来負担比率	104.6	101.9	350.0	

※実質赤字比率または連結実質赤字比率がない場合は、「—」と記載しています。

1 財政健全化法とは

旧来の財政再建法制では、地方公共団体の普通会計（地方公共団体本体の会計）において、赤字額が標準財政規模（※）の20%を超えるといきなりレッドカードが出て財政再建団体となり、イエローカードともいえる注意喚起の段階がありませんでした。

また、特別会計や企業会計にいくら累積赤字があっても財政再建団体とならず、地方公共団体全体の姿を反映したものではありませんでした。

現在の財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階の基準で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も併せた連結決算により、地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

※標準財政規模：標準的に収入しうる経常的な一般財源の総額で、標準税収入額＋地方譲与税＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額の合計額

2 早期健全化基準とは

健全化判断比率（将来負担比率は除く。）のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、県知事への報告が必要です。

また、県知事は計画の実施状況を踏まえて、財政の早期健全化のために必要な勧告を行い、総務大臣に報告し、公表することとしています。

一方、地方公共団体が県知事から勧告を受けた場合は、市長は勧告の内容を議会に報告し監査委員に通知しなければなりません。

3 財政再生基準とは

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生団体」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め速やかに公表します。また、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。

財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができません。

4 健全化判断比率について

【実質赤字比率】

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、赤字の早期解消を図る必要があります。なお、算式は以下のとおりです。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○一般会計等の実質赤字額：一般会計及び一般会計等に係る特別会計の実質赤字額
(十日町市は一般会計のみ)

【連結実質赤字比率】

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。なお、算式は以下のとおりです。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○連結実質赤字額：①+②の合計額

- ① 一般会計と公営事業会計である国民健康保険会計、国民健康保険診療所会計、後期高齢者医療会計、介護保険会計の実質赤字額
- ② 公営企業会計である水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計、松之山温泉配湯事業会計の資金不足額

【実質公債費比率】

一般会計が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

令和4年度の比率は、昨年度の比率より0.4ポイント増加しました。

また、単年度では前年比で1.0ポイントの増加となっています。その主な要因としては、緊急防災・減災事業債や過疎対策事業債等の元利償還額が増加し、分子が増加したことが大きな要因となっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3カ年平均	11.9	11.9	12.2	12.6
単年度	12.7	11.0	13.0	14.0

$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{償還のための特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○準元利償還金：①～⑤の合計額

- ① 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 公営企業債の償還財源に充当した一般会計等の繰出金
対象公営企業：簡易水道事業、下水道事業
- ③ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
対象組合等：十日町地域広域事務組合

④ 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出

⑤ 一時借入金の利子

○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

：地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金

○基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの

【将来負担比率】

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負担が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う可能性があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

令和4年度の比率は、昨年度の比率より2.7ポイント減少しました。

これは、将来負担額となる地方債現在高が減少したことにより、分子が減少したことが主な要因です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{充当可能特定財源} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○将来負担額：①～⑧の合計額

① 一般会計の年度末地方債現在高

② 債務負担行為に基づく支出予定額

③ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの繰入等見込額

対象公営企業：簡易水道事業、下水道事業

④ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当する市からの負担等見込額

対象組合等：十日町地域広域事務組合、魚沼地区障害福祉組合

⑤ 退職手当支給予定額（年度末に全職員が普通退職した場合の要支給額）

⑥ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額

対象法人：土地開発公社、第三セクター等

⑦ 連結実質赤字額

⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○充当可能基金額：①～⑥に充てることができる基金（基本的に公営企業会計の基金以外の全基金）

○地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額：今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込みの元金償還金及び準元金償還金

令和4年度資金不足比率を公表します

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、十日町市公営企業会計における令和4年度の資金不足比率を次のとおり公表します。

(単位：%)

公営企業会計の名称	令和3年度	令和4年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
簡易水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0
松之山温泉配湯事業特別会計	—	—	20.0

※資金不足比率がない場合は、「—」と記載しています。

資金不足比率について

【資金不足比率】

各公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○資金の不足額

(法適用企業) 資金の不足額 = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

(法非適用企業) 資金の不足額 = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

○解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生ずる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

○事業の規模

(法適用企業) 事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(法非適用企業) 事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

財政指標の対象会計範囲のイメージ

